

特定生産緑地(東久留米市)の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

地区番号	位 置	特定生産緑地の面積 (約 m ²)	公 示 日
19	東久留米市氷川台一丁目地内	1,130	令和7年10月24日
43	東久留米市浅間町一丁目地内	1,736	令和7年10月24日
154	東久留米市南沢二丁目地内	1,041	令和7年10月24日
192	東久留米市前沢三丁目地内	1,008	令和7年10月24日
296	東久留米市柳窪二丁目地内	2,825	令和7年10月24日
321	東久留米市金山町二丁目地内	1,616	令和7年10月24日
363	東久留米市金山町一丁目地内	1,241	令和7年10月24日
391	東久留米市南沢四丁目地内	1,492	令和7年10月24日
405	東久留米市金山町一丁目地内	1,070	令和7年10月24日
415	東久留米市南沢四丁目地内	1,064	令和7年10月24日